

伊賀市国土強靱化地域計画策定業務委託

仕様書

三重県 伊賀市

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

本仕様書は、伊賀市（以下「発注者」という。）が委託する伊賀市国土強靱化地域計画策定業務委託（以下「本業務」という。）に適用するものであり、受託者（以下「受注者」という。）が本業務を実施するにあたり必要な事項を定めたものである。

第2条 (目的)

本業務は、本市が計画している国土強靱化地域計画（以下「計画」という。）の策定に関して、本市が抱えるリスクを明確化するとともに、脆弱性を評価することで今後の対応方策を検討し、強くしなやかな地域づくりの方向性を明確化することを目的に実施するものである。

第3条 (準拠する法令等)

本業務の実施にあたり、委託契約書及び本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づいて実施するものとする。

- (1) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法
- (2) 国土強靱化基本計画
- (3) 国土強靱化アクションプラン（国土強靱化推進本部決定）
- (4) 国土強靱化地域計画策定ガイドライン（内閣官房国土強靱化推進室）
- (5) 災害対策基本法
- (6) 水防法
- (7) 河川法
- (8) 都市計画法
- (9) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (10) 三重県国土強靱化地域計画
- (11) 三重県地域防災計画
- (12) 伊賀市地域防災計画
- (13) 伊賀市総合計画（第2次再生計画及び第3次再生計画（仮称））
- (14) 伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- (15) 伊賀市都市計画マスタープラン
- (16) 伊賀市公共施設等総合管理計画
- (17) 伊賀市条例及び規則等
- (18) その他関係法令、条例、規則、規程

第4条 (業務実施計画)

1 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に、下記の関係書類を発注者に提出しなければならない。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 管理技術者届及び照査技術者届

(経歴書、資格登録書等、同種業務の業務実績証明書類を含む。)

(3) 工程表

(4) その他発注者が必要と認める書類

2 受注者は、業務実施計画等を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度発注者に変更業務計画書を提出しなければならない。

第5条 (情報の保護)

受注者は、本業務において扱う情報の漏洩や紛失、改ざんの防止のため、関連法令、規定を遵守するものとする。

第6条 (技術者等の選任)

受注者は、本業務の円滑な進捗を図るため、防災・減災等の計画策定及び空間情報データに精通した実務経験豊かな管理技術者を選任するものとする。

なお、管理技術者及び照査技術者は、以下の条件を満たす技術者を配置しなければならない。また、業務実績は業務計画書などにより証明するものとする。

(1) 管理技術者：技術士（「都市及び地方計画」もしくは「河川・砂防及び海岸・海洋」部門）の資格を有する自社社員を配置できること。

(2) 照査技術者：空間情報総括監理技術者の資格を有する自社社員を配置できること。

第7条 (関係官公署への手続き)

本業務に必要な関係官公署等に対する諸手続きについては、発注者受注者協議の上、受注者において迅速に処理しなければならない。

第8条 (損害賠償)

本業務中に生じた事故等や第三者に与えた損害については、受注者の責任において解決するとともに、その顛末を迅速に発注者に報告するものとする。

第9条 (守秘義務)

受注者は、本業務の遂行により知り得た情報を発注者の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、本業務の業務完了後においても同様とする。

第10条 (成果品の瑕疵)

納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、受注者は、発注者の指示に従い必要な処理を行わなければならない。なお、瑕疵に対する処理経費は、受注者が負担するものとする。

第11条 (成果品の帰属)

本業務で作成した成果品及び各種データは、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なくほかに公表、貸与又は使用してはならない。ただし、受注者が従前から有していたプログラム構成部品の著作権についてはこの限りでない。

第 1 2 条 （データの記録形式）

本業務成果は情報公開を前提とするため、出力成果のほかは全てデジタルデータで納品する。
なお、デジタルデータのファイル形式は、以下のような汎用性の高いものとする。

- (1) 地図データ：shape、geodatabase 等
- (2) 文書データ：MS-Word、MS-Excel 等
- (3) 画像データ：PDF、JPEG、TIFF 等
- (4) 印刷用データ：PDF、AI 等

第 1 3 条 （成果品の検査・納品）

本業務の成果品について、受注者は、管理技術者立会いの上、発注者の検査を受けるものとする。また、各成果品（中間成果品含む。）の検査日及び納品日については、発注者の指示に従うものとする。なお、指摘事項がある場合は、速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。

第 1 4 条 （貸与資料）

発注者は、本業務で必要となる図書及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。受注者は、図書及びその他関係資料の貸与を受ける場合は、借用書を提出し、業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。なお、貸与された資料については、その重要性を認識し、取り扱い及び保管に十分注意するものとする。また、複製した資料については、作業終了後速やかに廃棄処分を行うものとする。

第 1 5 条 （疑義）

本仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、発注者受注者協議の上決定するものとする。

第 1 6 条 （業務期間）

本業務の期間は、契約締結の日から令和 2 年 1 2 月 2 5 日までとする。

第2章 業務概要

第17条 (業務概要)

本業務の概要は以下のとおりする。

- (1) 計画策定準備
- (2) 資料の収集・整理
- (3) 強靱化の目標等の設定
- (4) リスクシナリオ（最悪の事態）の設定
- (5) 強靱化施策分野の設定
- (6) 脆弱性評価
- (7) リスク対応方策の検討
- (8) 重点的に取り組むべき対応方策の検討
- (9) 計画の推進方策の検討
- (10) 策定委員会等の会議支援
- (11) 計画の修正・とりまとめ
- (12) パブリックコメント実施用資料等の作成
- (13) 業務報告書の作成
- (14) 打合せ協議

第3章 業務内容

第18条 (計画準備)

受注者は、本業務の遂行にあたり、計画策定に必要な関連事項を把握し、業務全体の作業方針を立案するとともに、業務実施計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。

第19条 (資料の収集・整理)

受注者は、本業務に必要な資料を収集・整理するものとする。なお、資料の改訂がなされた場合については、可能な限り反映するものとし、内容等については、発注者受注者協議の上、決定するものとする。

第20条 (強靱化の目標等の設定)

受注者は、本市の現況を整理するとともに、「国土強靱化基本計画」及び「三重県国土強靱化地域計画（以下「県計画」という。）との整合を図りつつ、地域強靱化の目標や目指すべき将来像を設定するものとする。

なお、目標の設定にあたっては、関連部署と連携を図るとともに、目指すべき将来像の設定にあたっては総合計画をはじめとする既計画との整合に配慮したものとする。

第21条 (リスクシナリオ(最悪の事態)の設定)

県計画とも整合を図り、本市の地域特性を踏まえた大規模自然災害を特定して想定されるリスクを設定し、本市として維持・早期回復が必要な重要機能を考慮しながら、起きてはならないリスクシナリオ(最悪の事態)を検討するものとする。

第22条 (強靱化施策分野の設定)

受注者は、リスクシナリオ(最悪の事態)を回避するために必要な施策について、地域の状況に応じて取り組むべき施策分野を設定するものとする。施策分野の設定にあたっては、県計画の内容と整合を図るものとする。

第23条 (脆弱性評価)

受注者は、以上に基づき、本市の脆弱性の分析及び評価を検討するものとする。脆弱性の分析及び評価に際しては、県計画による脆弱性の分析・評価結果や現状で把握できる既存データ及び既存施策の状況等を基本として実施するものとする。

検討にあたっては、可能な限り客観性を確保する観点から、定量的な根拠の整理に努めるものとする。

第24条 (リスク対応方策の検討)

受注者は、脆弱性の評価結果に基づき、リスクシナリオ(最悪の事態)ごとの施策の方針整理及び施策分野ごとの方針整理を行うものとする。方針整理にあたっては、推進すべき施策の抽出及び抽出された施策の取組方針を検討するものとする。

検討にあたっては、庁内照会等により、情報収集及び調整した結果に基づき、整理を行うものとする。

第25条 （重点的に取り組むべき対応方策の検討）

受注者は、リスクシナリオ（最悪の事態）のうち事態が回避されなかった場合の影響の大きさや緊急度を考慮しつつ、国が定める国土強靱化基本計画及び国土強靱化アクションプランとの調和や、本市の総合計画、人口ビジョン、地域防災計画などとの整合に配慮して重点的に取り組むべき対応方策を検討するものとする。

第26条 （計画の推進方策の検討）

受注者は、本計画の進捗状況を適切に管理するためP D C Aサイクルの概念や本計画と関連計画の見直し方針について検討するものとする。また、計画に関わる関係機関等との連携が必要となる場合は、その方策について整理するものとする。

第27条 （策定委員会等の支援）

受注者は、会議への参加、資料作成等を行うものとする。受注者が参加し支援を行う会議の回数は3回程度を想定するものとする。また、計画の実行性を高めるため、必要に応じて庁内会議（関係各課への照合等やヒアリングを含む。）の実施等を支援するものとする。

第28条 （計画の修正・とりまとめ）

以上までの計画案について、発注者の各部等にて内容の確認・修正等を行い、受注者はそれらの内容を反映し、計画書及び概要版を作成するものとする。

第29条 （パブリックコメント実施用資料等の作成）

本計画の策定に関してパブリックコメントを実施するものとし、その開催時期及び期間については発注者受注者協議の上、決定するものとする。

また、受注者は、パブリックコメントの実施に要する資料（PDF及び公表資料など）を作成するとともに、市民等から寄せられた意見の集計及び内容の取りまとめ、計画への反映等について必要に応じて支援を行うものとする。

第30条 （業務報告書の作成）

受注者は、前条までに検討・作成した資料を整理し、本業務の内容を業務報告書として取りまとめるものとする。

第31条 （打合せ協議）

打合せ協議については、業務着手時（1回）、業務中間時（2回）、業務完了時（1回）を想定しているが、業務の進捗状況に応じて適宜実施するものとする。

第4章 成果品

第32条 (成果品)

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| (1) 伊賀市国土強靱化地域計画 | 100部 (A4版、簡易製本カラーページ含む) |
| (2) 伊賀市国土強靱化地域計画(概要版) | 100部 (A4版、12頁程度カラーページ含む) |
| (2) パブリックコメント実施時公表資料 | 10部 (A4版、紙ファイル綴じカラーページ含む) |
| (2) 打合せ協議記録・業務実施計画書 | 1部 |
| (3) 業務報告書 | 1式 (A4版、簡易製本) |
| (4) 上記のデジタルデータ | 1式 (CD-R) |
| (5) その他関連資料 | 1式 |

令和元年度	業 務 委 託 設 計 書			
業 務 名	伊賀市国土強靱化地域計画策定業務委託			
履 行 場 所	伊賀市 全 域 地 内			
委 託 料	金 円			
業 務 期 間	契約の日から令和2年12月25日	設 計	令和2年1月20日	
業 務 の 概 要		積 算		検 算
伊賀市国土強靱化地域計画の策定業務		業 種		業種コード
		業務価格	¥	—
		税(官積)	¥	—

